

電気料金種別定義書

エコライフ

広島ガス高田販売株式会社

目次

| | | |
|----|--------------------|---|
| 1. | 実施期日 | 2 |
| 2. | 定義 | 2 |
| 3. | 適用条件 | 2 |
| 4. | 電気料金 | 3 |
| 5. | 契約電流の変更 | 3 |
| 6. | 本定義書の変更および廃止 | 3 |
| | 別表 | 4 |
| 1. | 電気料金 | 4 |
| 2. | 燃料費調整 | 4 |

電気料金種別定義書（以下、「本定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下、「電気供給約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

本定義書は、離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り、）を除いた日本全国に適用します。

なお、本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

1. 実施期日

「本定義書」は、2019年4月1日より実施します。

2. 定義

(1) 特定卸供給

一般送配電事業者の再生可能エネルギー電気卸供給約款に定める再生可能エネルギー電気特定卸供給をいいます。

(2) その他本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

3. 適用条件

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、当社との契約時または、設備変更の申出時の契約容量または、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流、契約容量または最大需要容量

①最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

②他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、契約容量または最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点における値を引き継ぐものとします。契約容量または最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定が不明である

場合、計量器の最大容量÷10を契約容量の値とし、計量器の最大容量が60アンペア以下であれば、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることと同義とします。

③当社、又は一般送配電事業者は最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります

4. 電気料金

- (1) 料金は、最低月額料金と、使用電力量 1キロワット時につき契約種別ごとの従量料金単価を乗じた額とのうち、どちらか大きい額と、電気供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表3（燃料費調整）により算定された燃料費調整額を加えたものとし、最低月額料金、電力量料金は、別表1（電気料金）のとおりとします。

5. 契約電流の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく月額最低料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- (3) 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

6. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気供給約款2（電気供給約款の変更）に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気供給約款2（電気供給約款の変更）(2)および(3)に準じます。

別表

1. 電気料金

最低月額料金、従量料金単価は1キロワット時につき 25.00 円とします。

ただし、契約電流 15 アンペアの場合は、契約電流 10 アンペアの 1.5 倍とします。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は、次のとおりとします。

| | α | β | γ |
|--------|----------|---------|----------|
| 中国電力管内 | 0.1543 | 0.1322 | 0.9761 |

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が (ハ) 上限価格以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準価格}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が (ハ) 上限価格を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{上限価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準価格}}{1,000}$$

(ハ) 基準燃料価格、上限価格は以下のとおりとします。

| | 基準燃料価格 | 上限価格 |
|--------|----------|----------|
| 中国電力管内 | 26,000 円 | 39,000 円 |

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|----------------------------------|
| 毎年 1月 1日から 3月 31日までの期間 | その年の 5月の検針日から 6月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 2月 1日から 4月 30日までの期間 | その年の 6月の検針日から 7月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 3月 1日から 5月 31日までの期間 | その年の 7月の検針日から 8月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 4月 1日から 6月 30日までの期間 | その年の 8月の検針日から 9月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 5月 1日から 7月 31日までの期間 | その年の 9月の検針日から 10月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 6月 1日から 8月 31日までの期間 | その年の 10月の検針日から 11月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 7月 1日から 9月 30日までの期間 | その年の 11月の検針日から 12月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 8月 1日から 10月 31日までの期間 | その年の 12月の検針日から 6月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 9月 1日から 11月 30日までの期間 | その年の 1月の検針日から 2月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 10月 1日から 12月 31日までの期間 | その年の 2月の検針日から 3月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 11月 1日から 翌年の 1月 31日までの期間 | その年の 3月の検針日から 4月の検針日前日までの期間 |
| 毎年 12月 1日から 翌年の 2月 28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2月 29日までの期間) | その年の 4月の検針日から 5月の検針日前日までの期間 |

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | | |
|--------|-------------|----------|
| 中国電力管内 | 1 キロワット時につき | 24 銭 1 厘 |
|--------|-------------|----------|